

# 在宅人工呼吸器使用患者 支援事業のご案内

人工呼吸器を装着している難病患者さんが、安心して自宅で生活を送れるよう、医師が必要と認めた場合、診療報酬で定められた回数を超える訪問看護の費用を長野県が負担します。希望される方は、お気軽にご相談ください。

## 対象者

以下の条件をすべて満たす方

- 長野県内に住所がある方
- 指定難病（筋萎縮性側索硬化症、多系統萎縮症、パーキンソン病など）または特定疾患（スモン、プリオン病など）が主たる要因で人工呼吸器を使用している方
- 医師が診療報酬外の訪問看護を必要と認める方

## 本事業の対象となる訪問看護

原則として、1日につき4回目以降（ただし、特別な事情により複数の訪問看護ステーション等が訪問看護を実施する場合には、この限りではありません。）の訪問看護に対し、長野県が訪問看護の費用を訪問看護ステーション等へ支払います。

患者さん1人あたり、年間260回まで利用ができます。年度途中から利用する場合は、利用回数は年間の日割計算となります。

- 訪問看護の費用（カッコ内は、准看護師による訪問看護の費用）

|   |                              |
|---|------------------------------|
| 医師による訪問看護指示料                                      | 1月1回に限り3,000円                |
| 訪問看護ステーションが行う看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保健師、助産師による訪問看護 | 1回につき8,450円<br>(1回につき7,950円) |
| 保険医療機関が行う看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保健師、助産師による訪問看護     | 1回につき5,550円<br>(1回につき5,050円) |

1日につき同じ訪問看護ステーションが3回目の訪問看護を実施する場合には、特例措置として下記のとおり県がお支払いします。

- 3回目の訪問看護の費用（カッコ内は、准看護師による訪問看護の費用）

|                                      |                              |
|--------------------------------------|------------------------------|
| 看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保健師、助産師による訪問看護 | 1回につき2,500円<br>(1回につき2,000円) |
|--------------------------------------|------------------------------|

長野県

## 助成対象期間

1年間【4月1日から翌年3月31日まで】

- 1年ごとに更新手続きが必要です。
- 年度途中で新規申請を行った場合は、申請書の受理日から最初に到来する3月31日までとなります。

## 申請の手続きについて

申請後、長野県と訪問看護ステーション等が、委託契約を結びます。

### 申請に必要な書類

- ①訪問看護に係る主治医の訪問看護指示書
- ②訪問看護計画書
- ③在宅人工呼吸器使用患者支援事業登録申請書（様式1）

①は主治医、②は訪問看護ステーション、③は患者さん又はご家族が作成ください。

- 事業の利用の可否について、申請者及び訪問看護ステーション、医療機関へ通知します。
- 病状や訪問看護事業者の訪問回数等により、事業を利用できない場合があります。
- 本事業は、長野県ホームページに掲載しています。  
ホームページ内で、「在宅人工呼吸器使用患者支援事業」と検索。

## 申請先・お問合せ先

長野県健康福祉部保健・疾病対策課または最寄りの保健福祉事務所（健康づくり支援課）までご連絡ください。

|               |              |                            |
|---------------|--------------|----------------------------|
| 健康福祉部保健・疾病対策課 | 026-235-7150 | 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 |
| 佐久保健福祉事務所     | 0267-63-3163 | 〒385-8533 佐久市跡部 65-1       |
| 上田保健福祉事務所     | 0268-25-7154 | 〒386-8555 上田市材木町1-2-6      |
| 諏訪保健福祉事務所     | 0266-57-2926 | 〒392-8601 諏訪市上川 1-1644-10  |
| 伊那保健福祉事務所     | 0265-76-6836 | 〒396-8666 伊那市荒井 3497       |
| 飯田保健福祉事務所     | 0265-53-0443 | 〒395-0034 飯田市追手町 2-678     |
| 木曾保健福祉事務所     | 0264-25-2232 | 〒397-8550 木曾郡木曾町福島 2757-1  |
| 松本保健福祉事務所     | 0263-40-1938 | 〒390-0852 松本市大字島立 1020     |
| 大町保健福祉事務所     | 0261-23-6526 | 〒398-8602 大町市大町1058-2      |
| 長野保健福祉事務所     | 026-225-9045 | 〒380-0936 長野市中御所 98-1      |
| 北信保健福祉事務所     | 0269-62-6311 | 〒389-2255 飯山市大字静間市町尻1340-1 |